

【静岡県】

売買参加者の新規参入の促進や既存事業者の負担軽減のための実務的なルールや商慣行等の見直しに向けた検討等の状況

(令和7年2月現在)

| 地方卸売市場名        | 売買参加者の新規参入ルール（関係規程）       | 実態調査結果を踏まえた改善等の検討等の状況 |        |                                            |
|----------------|---------------------------|-----------------------|--------|--------------------------------------------|
|                |                           | 事項                    | 状態     | 詳細                                         |
| 地方卸売市場沼津中央青果市場 | <u>地方卸売市場沼津中央青果業務規程</u>   | 1                     | ①調査対象外 |                                            |
|                |                           | 2                     | ①調査対象外 |                                            |
|                |                           | 3                     | ⑤改善検討中 | ホームページの案内に組合加入義務の文言があるため、改善を検討中            |
|                |                           | 4                     | ①調査対象外 |                                            |
| 岳南富士地方卸売市場     | <u>岳南富士地方卸売市場業務規程</u>     | 1                     | ⑤改善検討中 | 公表方法について検討中                                |
|                |                           | 2                     | ①調査対象外 |                                            |
|                |                           | 3                     | ①調査対象外 |                                            |
|                |                           | 4                     | ①調査対象外 |                                            |
| 地方卸売市場東海青果市場   | <u>地方卸売市場 東海青果市場業務規程</u>  | 1                     | ⑤改善検討中 | ホームページへの掲載とするか、窓口への設置するか検討中                |
|                |                           | 2                     | ①調査対象外 |                                            |
|                |                           | 3                     | ①調査対象外 |                                            |
|                |                           | 4                     | ①調査対象外 |                                            |
| 地方卸売市場磐田青果     | <u>地方卸売市場磐田青果市場業務規程</u>   | 1                     | ⑤改善検討中 | 公表方法について検討中                                |
|                |                           | 2                     | ①調査対象外 |                                            |
|                |                           | 3                     | ⑤改善検討中 | 明文化されていないルールのうち、買受人組合への加入を要件としているため、改善を検討中 |
|                |                           | 4                     | ①調査対象外 |                                            |
| 地方卸売市場焼津魚市場    | <u>地方卸売市場焼津魚市場業務規程</u>    | 1                     | ①調査対象外 |                                            |
|                |                           | 2                     | ①調査対象外 |                                            |
|                |                           | 3                     | ①調査対象外 | 改めて確認したところ、新規参入ルールは設定されていなかった。             |
|                |                           | 4                     | ①調査対象外 |                                            |
| 株式会社浜松生花地方卸売市場 | <u>株式会社浜松生花地方卸売市場業務規程</u> | 1                     | ⑤改善検討中 | 公表方法について検討中                                |
|                |                           | 2                     | ①調査対象外 |                                            |
|                |                           | 3                     | ①調査対象外 |                                            |
|                |                           | 4                     | ①調査対象外 |                                            |

|                       |                           |   |        |                  |
|-----------------------|---------------------------|---|--------|------------------|
| 地方卸売市場株式会社静岡県花き園芸卸売市場 | 地方卸売市場株式会社静岡県花き園芸卸売市場業務規程 | 1 | ⑤改善検討中 | ホームページでの公表に向け準備中 |
|                       |                           | 2 | ①調査対象外 |                  |
|                       |                           | 3 | ①調査対象外 |                  |
|                       |                           | 4 | ①調査対象外 |                  |

<事項>

- 1 売買参加者の新規参入ルールを定めている場合、新規の取引参加者の参入を促す観点から、新規参入希望者が容易に閲覧できるよう開設者がそのホームページやその他の方法により公表することが望ましいこと。
- 2 売買参加者の新規参入の承認等について、新規の取引参加者の参入を促す観点を含め権限を有する開設者が行うよう改善を行うこと。
- 3 売買参加者の新規参入ルールについて、明文化されているか否かにかかわらず、「申請者は、あらかじめ当該市場の買参人組合等の承認（又は推薦）を受けなければならない」及び「申請者は、当該市場の買参人組合（代払制度）に加入しなければならない」のようなルールは、新規の取引参加者の参入を促す観点及びその承認等の判断は権限を有する開設者が行うという観点から改善を行うこと。  
なお、「申請者が、一定の業務資金を有していない場合、代払制度に加入すること」といったルールは問題ないものの設定する際は、新規の取引参加者の参入を促す観点から、明文化することが望ましいこと。  
売買参加者の新規参入の承認等を判断する際の与信審査については、取引年数等のみで判断せず、申請者の財務状況の情報等をもとに公平な審査を行うこと。
- 4 売買参加者の新規参入ルールについて、権限を有しない開設者以外が定めるルールには本来、効力がないため、当該ルールは廃止するよう改善を行うこと。